

始良市公告第 14 号

始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業務について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和 3 年 4 月 14 日

始良市長 湯元 敏浩



1 業務の概要

(1) 業務名

始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業務

(2) 業務内容

始良市子育て支援拠点施設建設工事及びこれに附帯する工事等に係る基本設計

※業務内容の詳細は始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業務特記仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(4) 契約限度額

5,954,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 設計者選定の概要

(1) プロポーザルの名称

始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(3) 主催

鹿児島県始良市

(4) 事務局

始良市 保健福祉部 子どもみらい課

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地

電話番号 0995-66-3237（直通） FAX 番号 0995-65-6964

メールアドレス jifuku@city.aira.lg.jp

始良市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）

http://www.aira.lg.jp/kosodate/kodomokan_design.html

(5) プロポーザルの審査

設計者の選定は、本市が設置する「始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業

務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)による評価により行う。
なお、審査はすべて非公開とする。また、審査は次の3段階で行う。

ア 参加資格審査

参加表明書等について、参加資格を有する者であるかを審査する。

イ 一次審査

参加表明書等及び技術提案書を審査する。

ウ 二次審査

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、技術提案書の提案内容の妥当性・適格性・独創性・実現性などを審査する。

エ 審査結果の公表

審査結果は市ホームページにおいて公表する。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(以下「参加者」という。)は、次のいずれにも該当する単体企業又は構成員2ないし3者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。当該要件は、特別の定めがある場合を除き、参加表明書の提出時点において満たしておくこととする。

(1) 参加資格

ア 平成10年4月1日以降において延床面積500㎡～1,000㎡程度の子ども館又は児童館、その他保育所等子育て支援施設に類する建物の新築に係る基本設計又は実施設計に関する業務を元請として履行が完了した実績を有すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 公告の日から契約日までの間のいずれの日においても、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領(平成22年訓令第56号)(以下「指名停止要領」という。)による指名停止の措置を受けていないこと。

エ 公告の日から契約日までの間のいずれの日においても、指名停止要領別表第1各号又は別表第2各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

オ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

カ 建築士法第10条第1項の規定に該当しないこと。

キ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない(再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)こと。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない(更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)こと。

ケ 国税(法人の場合は法人税及び消費税、個人の場合は所得税及び消費税)に滞納がないこと。

コ 鹿児島県内に本店又は支店を有していること。なお、いずれにおいても従業

員が常駐しているものに限る。

(2) 配置技術者等の資格

参加者は、本業務に関して次のとおり技術者を配置すること。

- ア 参加者と直接的雇用関係を有する管理技術者を1人配置すること。
- イ 管理技術者は、同種業務又は類似業務を完了した実績を有すること。
- ウ 総合、構造、電気設備、機械設備及び積算の各主任技術者を1人ずつ配置すること。
- エ 管理技術者及び各主任技術者は、次の資格及び実務要件を満たすこと。
 - (7) 管理技術者及び総合主任技術者は、参加者と直接的雇用関係がある一級建築士の資格を有する者とし、かつ、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。
 - (8) 構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有し、かつ、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。
 - (9) 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士の資格を有し、かつ、建築士法第22条の2に定める定期講習を受講していること。
 - (10) 積算主任技術者は、公益社団法人日本建築積算協会の認定を受けた建築積算士又は建築コスト管理士の資格を有していること。
 - (11) 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。
- オ 管理技術者と総合主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事務所）（以下「協力者」という。）を加えることができる。
- カ 本要領に基づき提出した書類（様式第4号から第9号まで）に記載した配置予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、死亡、傷病、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、本市に対して同等以上の技術者であるとの承諾を得た上で、変更を認めるものとする。

(3) 共同企業体の資格

- ア 共同企業体の構成員の数は2又は3者とする。
- イ 代表となる構成員は、5(1)アからコの資格を満たすものであり、かつ、共同企業体において中心的役割を担う履行能力を有していること。
- ウ 代表とならない構成員は5(1)イからケの資格を満たす者であること。
- エ 全ての構成員は、本プロポーザルにおける他の共同企業体の構成員及び他の参加者の協力者を兼ねていないこと。

(4) 参加に対する制限

- ア 参加者1者につき1提案とする。
- イ 協力者は、他の参加者の協力者を兼ねることはできるが、協力者自身が参加者として本プロポーザルに応募することはできない。
- ウ 協力者は、5(1)キからケの資格を満たす者であること。

4 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルについては下表に示す日程により実施する。

なお、日程に変更が生じる場合は、市ホームページ等により公表するものとする。

	実施内容	実施期間又は期日
参加資格審査等	プロポーザル開始の公告	令和3年4月14日
	参加表明手続きに関する質問の受付	令和3年4月14日 から 令和3年4月20日 まで
	質問回答日(公表日)	令和3年4月21日
	参加表明書等の受付期間	令和3年4月14日 から 令和3年4月23日 まで
	参加資格審査	令和3年4月26日(予定)
	参加資格審査結果の通知	令和3年4月26日(予定)
一次審査	技術提案書に関する質問の受付	令和3年4月27日 から 令和3年5月10日 まで
	質問回答日(公表日)	令和3年5月11日
	技術提案書等の受付期間	令和3年4月27日 から 令和3年5月17日 まで
	一次審査	令和3年5月21日(予定)
	一次審査結果の公表・通知日	令和3年5月21日(予定)
二次審査	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和3年5月28日(予定)
	特定結果の公表	令和3年5月31日(予定)
	委託内容等の協議	令和3年6月1日 から 令和3年6月8日 まで
	契約締結日	令和3年6月9日(予定)

※ その他詳細は、「始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業務公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。